गर



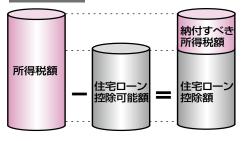
所得税から住宅ローン 控除額を引ききれなかった人



◆市県民税に住宅ローン控除が創設されました

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。 そこで、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を、翌年度の住民税(所得割)から控除 する措置が設けられました。

税源移譲前



税源移譲後 所得税から控除しきれなかった住宅ローン 控除額を翌年度の住民税(所得割)から控除 住民税住宅 所得税額 ローン控除額 が減少 控除しきれ 減少 なかった額 納付すべき 住宅口 住民税額 控除可能額 所得税 所得税額 住宅口 控除額

これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

【対象者】

平成11年から18年までに入居し、平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用のある人で次の①または②に該当する人

- ①給与所得者については、平成19年分の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」 が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合
- ②確定申告をされる人については、平成19年分の所得税額を計算した場合に、住宅借入金等特別控除額が所得税から引ききれなかった場合
 - ※平成19年以降に入居した人は、「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。

【申告方法】

平成19年分の所得税で控除しきれない額がある場合は、**平成20年3月17日までに**、「市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

※この措置は、平成20年度から28年度の住民税に適用され、**毎年申告が必要**となります。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法		
所得税の確定申告をされない人	源泉徴収票を添付して 市役所・支所 へ提出		
所得税の確定申告をされる人	所得税の確定申告書とともに 税務署 へ提出		



平成19年中の所得が減って 所得税が課されなくなった人



◆年度間の所得変動に伴う減額措置があります

退職などの理由で平成19年分の所得税がかからなくなると、所得税が減額されないまま住民税の負担のみが増えてしまいます。この税源移譲による影響を調整するため、平成19年度分の住民税を減額する措置が設けられました。

【対象者】

次の①と②の両方を満たす人

①平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)> 所得税との人的控除の差額の合計額 ②平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)≦ 所得税との人的控除の差額の合計額

【申告方法】

この**減額措置**を受けるためには、**平成19年度住民税を課税している市区町村**に対して減額申告書を提出する必要があります。

個人住民税の改正・償却資産の申告について

▶地震保険料控除が創設されました!

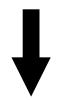
近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地 域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が 創設されました。

損害保険料控除

◆対象:住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

平成19年度課税分まで

(所得税は平成18年分)



	控除限度額		
控除内容	【住 民 税】	【所 得 税】	
①長期損害保険 (保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円	15,000円	
②短期損害保険 (長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円	3,000円	
①と②がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円	15,000円	

地震保険料控除

◆対象:住宅や家財などの生活資産の地震保険料

平成20年度課税分から

(所得税は平成19年分)

控除限度額		
【住 民 税】	【所 得 税】	
25,000円	50,000円	
10,000円	15,000円	
25,000円	50,000円	
	【住 民 税】 25,000円 10,000円	

※短期損害保険料控除は廃止されます。

※一つの契約で❶と❷の両方に該当する場合は、どちらかを選択し控除額を算定します。

〔問い合わせ先〕 市役所税務課市民税係 四24-2111 (内線129、130、131)

該中 改当する 償却容告書の提出に 資産に を T 平. 成

なり取 なり取り付いません まけ付屋設 またけの**備** 人た所に が納税義が、新代の 務はの者、人 に取が

代対象となる車両単税および軽自動 不要なもの】 一段に一括均等償却する 一段については10万円未満でする 一段では10万円未満でする 一般が10万円未満でする 一般が10万円未満でする 一般が10万円未満でする 一点に算入されたもの 大りでは1031日以 に関うしては1031日以 に関うしては1031日 に関うして1031日 に関うして1031日 に関うして1031日 に関うして1031日 に関うして1031日 に関うして1031日 に関うして1031日 に関うして1031日 声動 など税 万日すでも 円以る3の 凹 (権、 にの一

も必よ法減器のとそて も必よ法減器のとそて の要るま価具事がのい商店 で経所た償 に出来で事る店 でままない。 れ金のがで物、屋には なま規法、機と なま規法、機と ないでも、 ないでも、 ないでも、 ないでも、 ないでも、 ないでも、 はいでも、 械外こが、し

資産種類 課税の対象となる資産 構内舗装、門、塀、フェンス、緑化施設な 築 物 どの外構工事、看板(広告塔) など 物 建物付属設備 建築設備、内装・内部造作など 各種製造加工設備、電気通信事業用設備、 機械および装置 建設機械、印刷機械、立体駐車場設備など 船 舶・航 空 機 ボート、遊漁船、ヘリコプターなど 大型特殊自動車、フォークリフト、 車 両お よび 搬車など 具 搬 切削工具、測定工具、金型、陳列ケース、机、 具・ 器 т 椅子、ロッカー、事務機器、医療機器、厨 よび備品 房用品、娯楽用器具、自動販売機など

82111 線 $\begin{array}{c}
 1 \\
 2 \\
 \hline
 1 \\
 \hline
 7
\end{array}$ 代務課置 わせ先】 1 1 定資 <u>i</u> 産 税係 $\bar{2}$ 8

1

月

31

 \Box

禾

だ総市告い20 さ務役書る年 平成20 い商所に個1 20 用 年】 工税必人月 田は載し、 し各して古し、 して古し、 て支 て、申て く所

なる償却資産、今年も償却 資産の申告の時期になりま 申告の方法などは次のとおりです。真産の申告の時期になりました。 対 象

平成20年4月から国民健康保険が変わります!

75歳で国民健康保険の資格がなくなります

75歳以上のすべての人(65~74歳の人で一定程度の障害の認定を受けた人を含む)は国民健康保険の資格を喪失し、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

	国 保 資 格	国民健康保険税の納付
平成20年4月1日までに75歳以上の人、または65~74歳の人で一定程度の障害の認定を受けている人	平成20年3月31日まで	平成20年3月分まで
平成20年4月2日以降に75歳になる人	75歳の誕生日の前日まで	誕生月の前月分まで
平成20年4月2日以降に65~74歳の人で一定 程度の障害の認定を受けた人	認定を受けた日の前日まで	認定月の前月分まで

国民健康保険税が年金より天引き(特別徴収)されます

平成20年4月1日時点で**国民健康保険の被保険者全員が65~74歳である世帯**は、平成20年4月から国民健康保険税が原則として世帯主の年金から天引き(特別徴収)されます。ただし、以下の場合は特別徴収されず、口座振替または納付書による納付(普通徴収)となります。

特別徴収されない場合

- ●世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合
- ●世帯主の年金額が年額18万円未満*の場合
- ●介護保険料と国民健康保険税との合算額が、年 金受給額の2分の1を超える場合
- ※特別徴収される年金の種類には優先順位が決められています。年金を複数受給している場合、合計が年額18万円以上あっても、優先順位の上位の年金が18万円未満の場合は特別徴収されません。
- ○特別徴収の対象となる場合でも、平成20年度中に75歳になる人は、特別徴収期間が1年未満と短く、徴収方法が何度も変更となるため、平成20年度に限り特別徴収は行いません。
- ○現在、口座振替を利用されている人も、特別徴 収の対象になる場合は特別徴収が優先されます。
- ○平成20年4月2日以降に国民健康保険の被保険 者全員が65~74歳になる世帯で、特別徴収の 対象となる場合は、平成20年10月以降から特別 徴収が開始となります。

特別徴収の仕組み

特別徴収の人は、年金受給月ごとの納付(天引き)となります。

平成20年度				平成21年度		
4 月	6 月	8 月	10月	12月	平成21年2月	4・6・8月
	仮 徴 収			本 徴 収		仮 徴 収
した額が天引き	きされます。該	当する人には	決定し通知し	ます。その税額	質から、既に納	平成21年2月と同額 が天引きされます。 税額の変更がない場 合は通知しません。

[問い合わせ先] 市役所税務課市民税係 ☎24-2111 (内線129)

連載シリ-

No.7

75歳以上の方などへ~

始まります。 平成20年4月から「後期高齢者医療制度」

が

制度の見直しを含めた主なポイントについてお知ら せしますが、 者が後期高齢者医療制度に加入することとなります。 ためてお知らせをいたします。 平成20年4月1日からは、 今後も正式な内容が固まった段階であら 75歳以上のすべての高齢

り、平成20年10月から21年までの6ヵ月間は無料とな 等割額が9割軽減されま3月までの6ヵ月間は、均 被扶養者の保険料について 制度における75歳以上の 施行される後期高齢者医 平成20年4月から9月 年4月 から新た

用者保険の被扶養者の人に ◎昨年の制度改正では、 害がある人は65歳) 被用者保険 (※国保は除く) たは75歳の誕生日の前日に 被扶養者となっている人 度の被保険者となった日 で、平成20年3月31日ま 属する月から2年間、 75 後期高齢者医療 (一定の障 被

送りします。 それに加えて行うものです。 となっており、今回の措置は 等割額が5割軽減されること は平成20年3月中に郵便でお してください。 る際には、必ず保険証を提示 なりますので、 人一枚の保険証を持つことに したが、 2 これまでは、ほとんどが 世帯に一枚の被保険者証で 新しい制度では、一 病院で受診す なお、保険証

その人の所得に応じて負担い す。広域連合で県内均一の保 ご負担いただくこととなりま の方々にも公平に保険料を ただく部分(所得割額)と被 保険者一人ひとりに対して、 険料率を決定し、保険料は被 保険者の皆様に等しくご負担 新しい制度では、高齢者

> 料はどんなに所得の高い人5割・2割)し、また保険 ります。 でも年額50万円が上限とな との合計額となります。 いただく部分 から保険料が天引きされ を受給している人は、 て均等割額を軽減(7割・ 人については、所得に応じ 低所得者世帯に属する 交給している人は、年金年間18万円以上の年金 (均等割

の人は、市に納付していた年金額が年額18万円未満 す。 市が普通徴収を行います。 の2分の1を超える人は、 料の合算額が、年金受給額 だきます。(普通徴収) また、保険料と介護保険 (特別徴収)

い合わせ先

松山市北条辻6番地 ○愛媛県後期高齢 広域連合 者 医 療

市役所北条支所2階)

保険係 \bigcirc http://www.ehime-kouiki.jp/ E-mail info@ehime-kouiki.jp **8** 0 8 9 (9 1 1) 7 7 3 3 Fax 0 8 9 (9 1 1) 7 7 3 5)市役 所保険 環境課老人

(内線155)

障害者控除について

申告をすると、所得控除(障 認定書で確定申告・住民税 定の基準に該当する場合は 要介護認定者などで、 害者控除)の対象となりま 本人または扶養者が、この 市で認定書を交付します。 きり度や認知症の状態が 付を受けていない場合でも、 体障害者手帳 などの 寝た

l認定書交付対象者

た人。 状態にあると市長が認定しで次の1~5のいずれかの 大洲市に住所を有する人

に準ずる障害がある人 身体障害者 準ずる障害がある人 知的障害者(軽度·中 3 6 度)

3

 $\widehat{\frac{1}{2}}$

(特別障害者)

※1~5に該当するか 認定基準表で判定します。 断書などをもとに、 ている人でも該当しな なお、要介護認定を受け 準ずる障害がある人 介護認定資料・医師の診 に準ずる障害がある人 身体障害者 寝たきり高齢者 知的障害者 (重度) 市の 級 に

場合があります。 高 齢 者 福

、問い合わせ先

役所高齢福祉 (内線171)

